

児童扶養手当の申請などについて

問 児童福祉課 ☎ 内線 1731、1733

児童扶養手当とは？

児童扶養手当制度は、父母の離婚などにより父親または母親と生計を共にしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭）に対し、生活の安定と児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

児童扶養手当の申請について

① 支給対象

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ていること）しているひとり親家庭の父・母または両親に代わってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。

※「児童」とは18歳に達する日以降、最初の3月31日（18歳年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害）がある場合は20歳未満までとなります。

支給の対象となる児童

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が一定の障害の状態にある児童
4. 父または母の生死が明らかでない児童
5. 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
6. 父または母が引き続き1年以上刑務所などに拘禁されている児童
7. 母が婚姻によらないで生まれた児童
8. 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

② 児童扶養手当の額

平成24年4月から児童扶養手当額が変更になりました。

【全部支給】

対象児童数	全部支給
1人	月額41,550 → 41,430円
2人	月額46,550 → 46,430円
3人	月額49,550 → 49,430円

【一部支給】

就労などによる収入のある方は、所得により手当額がきめ細かく設定されます。

⑤ 所得制限

受給資格者、その配偶者または同居（世帯分離している世帯を含む）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年の所得が一定額以上であるときは、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の一部または全部の支給が制限されます。

認定後の届出義務

認定を受けた方は以下のような届出義務がありますので、事由が生じたときは速やかに届け出てください。

【現況届】

この届を出さないと8月以降の手当が受けられなくなります。2年間この届を出さないと資格を失います。

※現況届は児童福祉課から郵送します（8月1日～31日までに提出）。

【資格喪失届】

次の場合は（右記参照）、手当を受ける資格がなくなりますので必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくことになりますので、ご注意ください。

【その他の届出】

氏名・住所・支払金融機関変更届など

資格が喪失する場合

- ・ 婚姻の届出をしたとき
- ・ 婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係になったとき
- ・ 受給者や児童が公的年金を受けることになったとき
- ・ 児童が児童福祉施設に入所したり、受給者が監護または養育しなくなったとき
- ・ 遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父または母が帰宅したときなど